

新・総合特別事業計画（抄）

当資料では、2014年8月に変更認定を受けた新・総合特別事業計画から変更があった項目のみを記載し、変更箇所を赤字とした。

2014年1月15日（認定）

2014年8月8日（変更認定）

2015年4月15日（変更認定）

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

東京電力株式会社

<目次>

目次中の赤字は変更があった項目

1. 新計画策定の趣旨	3
(1) これまでの総合特別事業計画	3
(2) 総特策定後の事業環境の変化	3
(3) 国と東電の役割分担の明確化	3
(4) 新・総合特別事業計画の枠組み	3
(5) 新・総合特別事業計画における取り組み（ポイント）	3
(付表) 新・総合特別事業計画における取り組み	
2. 福島復興の加速化	5
(1) 福島復興のための国の全体方針	5
(2) 福島復興のための東電の取り組み	5
3. 原子力損害の賠償	6
(1) 原子力損害の状況	6
(2) 要賠償額の見通し	6
(3) 損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策（「3つの誓い」）	6
(4) 福島復興に向けた取り組みの深化	11
4. 事故炉の安定収束・廃炉と原子力安全	16
(1) 福島第一原子力発電所の廃炉等の実施の状況等	16
(2) 原子力安全の確保	22
5. 東電の事業運営に関する計画	23
(1) 事業運営の基本方針	23
(2) 経営の合理化のための方策	23
(3) 持続的な再生に向けた収益基盤作り	23

（４）経営責任の明確化のための方策	25
（５）金融機関及び株主への協力要請	25
（６）特別事業計画の確実な履行の確保	25
6. 資産及び収支の状況に係る評価に関する事項	26
（１）需給と収支の見通し	26
（２）資産と収支の状況に係る評価	26
7. 資金援助の内容	27
（１）東電に対する資金援助の内容及び額	27
（２）交付を希望する国債の額その他資金援助に要する費用の財源に関する事項	27
8. 機構の財務状況	28

1. 新計画策定の趣旨¹

<略>

(1) これまでの総合特別事業計画

<略>

(2) 総特策定後の事業環境の変化

<略>

(3) 国と東電の役割分担の明確化

<略>

(4) 新・総合特別事業計画の枠組み

<略>

(5) 新・総合特別事業計画における取り組み（ポイント）

<略>

(付表)

<略>

¹ 特別事業計画は、2014年1月に原子力損害賠償支援機構法第46条第1項に基づく変更認定を受けた。その後、2014年8月に損害賠償に万全を期すため、同法第41条第2項第2号（要賠償額の見通し及び損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策）等に係る内容の変更について主務大臣の認定を受けた。また、2015年3月にも損害賠償に万全を期すため、同号等に係る内容の変更について主務大臣への認定を申請するが、その他の内容は需給や収支の見通し、経営環境の変化等を踏まえて精査する必要があるため、今後、原子力損害賠償支援機構法改正による名称変更等の機械的な修正を含めた所要の変更について、検討を具体化していくものとする。

各論

2. 福島復興の加速化

(1) 福島復興のための国の全体方針

<略>

(2) 福島復興のための東電の取り組み

<略>

3. 原子力損害の賠償

<略>

(1) 原子力損害の状況

<略>

(2) 要賠償額の見通し

① 状況変化を踏まえた前提等の見直し

東電は、2014年8月に認定を受けた新・総特において、作成時点で可能な範囲で合理性をもって確実に見込まれる賠償見積額を5兆4,214億3,900万円に見直した。しかしながら、除染費用の一部について、これまでの応諾実績等から合理的な見積もりが可能になったこと等を踏まえ、賠償見積額を見直す必要が生じている。

② 賠償見積額

これらを踏まえ、賠償見積額を見直した結果、要賠償額の見通しは6兆1,252億1,400万円となった。

<略>

(3) 損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策（「3つの誓い」）

① これまでの取り組み

<略>

賠償のお支払いについては、以下をはじめとする項目を順次実施するとともに、それらの進捗に合わせて必要な体制を整備している（2015年2月現在、約1万人の体制）。

<略>

- ・ 自主的除染に係る費用の賠償（2014年9月受付開始）
- ・ 宅地田畑以外の土地及び立木の賠償（2014年9月受付開始） 等々

その結果、2015年2月末までに、合計（延べ件数）で約233万件的請求書（個人：72万件、法人・個人事業主等：31万件、自主的避難：130万件）を受け付けており、仮払補償金と本賠償の合計支払額は4兆7,125億円にま

で至っている。また、帰還困難区域における4人世帯の場合、各賠償項目の平均合意額の合算は1億5,717万円となっている。

【項目別賠償額】

	要賠償額 (今回変更計画)	賠償合意実績* (2015年2月末現在)
I. 個人の方に係る項目	20,492億円	16,384億円
検査費用等	3,258億円	2,298億円
精神的損害	10,518億円	8,216億円
自主的避難等	3,680億円	3,631億円
就労不能損害	3,035億円	2,238億円
II. 法人・個人事業主の方に係る項目	20,978億円	19,535億円
営業損害、出荷制限指示等による損害及び風評被害	19,262億円	17,819億円
間接損害等その他	1,715億円	1,715億円
III. 共通・その他	19,780億円	11,334億円
財物価値の喪失又は減少等	11,036億円	9,547億円
住居確保損害	4,656億円	487億円
除染等*	3,838億円	1,048億円
福島県民健康管理基金	250億円	250億円
合計	61,252億円	47,254億円

※閣議決定及び放射性物質汚染対処特措法に基づくもの。
注) 振込手続き中等の未払い分を含むため、支払額とは一致しない。

必要書類の確認日数については、2011年11月末時点で個人の本賠償が平均34日、法人の本賠償が平均21日だったものを、2015年2月末時点ではそれぞれ平均16日、平均14日まで短縮するに至った。

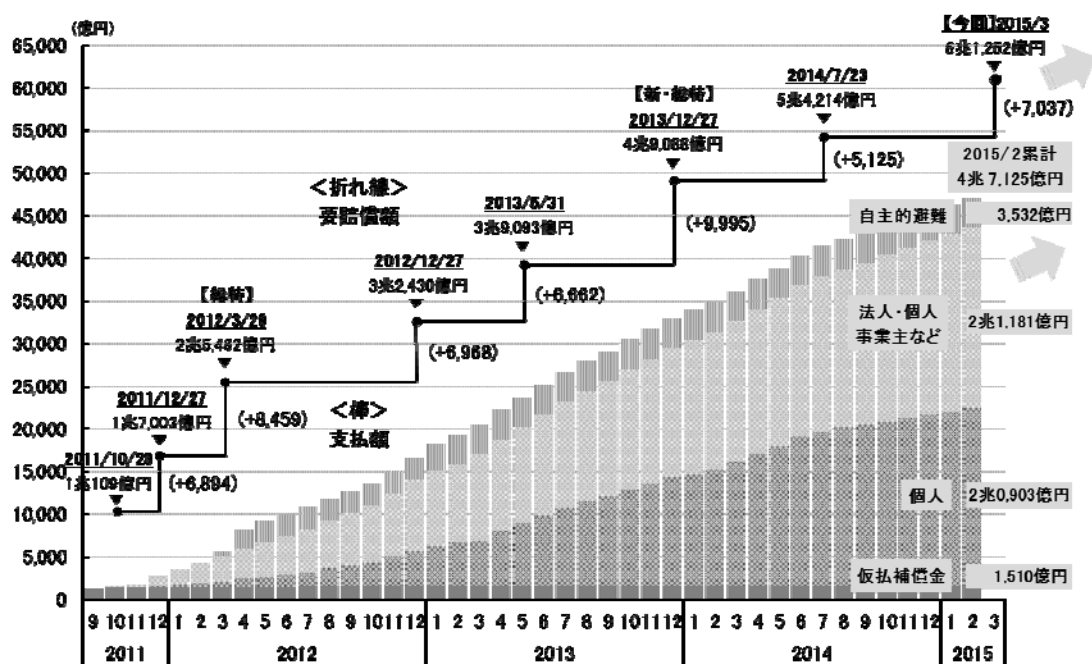
なお、財物賠償で最も手続きに時間を要していた現地評価については、現地出向者の増員による体制強化に加え、賠償基準の運用見直しや、ご提出いただく書類の簡素化などを行い、賠償開始当初は確認作業に3か月程度を要していたが、2014年5月以降は19日程度までに短縮している。

また、2013年7月以降本賠償のご請求を呼びかける取り組みを強化し、本賠償未請求の方に、約9,100件のダイレクトメール送付、約8,200件の電話連絡や戸別訪問を実施したほか、2014年3月には新聞広告も掲載した。さらに、仮払補償金・本賠償ともに未請求の個人の方を、自治体のご協力を得て約900人と特定した。その結果、仮払補償金をお支払いした16.5万人と上記900人の方のうち、2015年2月末時点で98%にあたる16.2万人の方から本賠償の請求を受領しており、さらに、全体の89%が、包括請求方式によるお支払いに至っている。

さらに、避難等対象区域内の法人・個人事業主の方に対しても、電話連絡

等によりご請求を呼びかけた結果、約 14,000 社から本賠償の請求を受領している。

【賠償支払額及び要賠償額の推移】



＜参考＞個人の方に対する賠償の合意状況（2015年2月末現在）

【単身世帯】		個人賠償	移住を余儀なくされたことによる精神的損害	家財	宅地・建物	田畑・山林等	住居確保(持家)	合計
避難指示解除準備区域	平均合意額	968万円		309万円	2,517万円	531万円	2,443万円	6,768万円
	(世帯数)	(5,115)		(2,981)	(934)	(509)	(63)	
居住制限区域	平均合意額	975万円		307万円	3,000万円	618万円	1,765万円	6,663万円
	(世帯数)	(4,561)		(2,835)	(789)	(379)	(74)	
帰還困難区域	平均合意額	1,151万円	707万円	412万円	3,472万円	955万円	1,804万円	8,501万円
	(世帯数)	(4,742)	(4,246)	(2,841)	(854)	(444)	(92)	

【2人世帯】		個人賠償	移住を余儀なくされたことによる精神的損害	家財	宅地・建物	田畑・山林等	住居確保(持家)	合計
避難指示解除準備区域	平均合意額	1,852万円		485万円	3,071万円	695万円	2,030万円	8,134万円
	(世帯数)	(3,329)		(2,977)	(1,835)	(1,159)	(204)	
居住制限区域	平均合意額	1,952万円		517万円	3,318万円	930万円	1,843万円	8,560万円
	(世帯数)	(2,398)		(2,155)	(1,452)	(846)	(253)	
帰還困難区域	平均合意額	2,321万円	1,397万円	665万円	4,230万円	1,085万円	1,677万円	11,377万円
	(世帯数)	(2,601)	(2,471)	(2,310)	(1,399)	(798)	(296)	

【4人世帯】		個人賠償	移住を余儀なくされたことによる精神的損害	家財	宅地・建物	田畑・山林等	住居確保(持家)	合計
避難指示解除準備区域	平均合意額	3,757万円		563万円	3,488万円	813万円	2,178万円	10,798万円
	(世帯数)	(1,656)		(1,428)	(743)	(493)	(87)	
居住制限区域	平均合意額	3,817万円		587万円	3,488万円	1,020万円	1,967万円	10,878万円
	(世帯数)	(1,156)		(1,029)	(563)	(335)	(98)	
帰還困難区域	平均合意額	4,502万円	2,796万円	755万円	4,460万円	1,250万円	1,953万円	15,717万円
	(世帯数)	(1,184)	(1,109)	(1,047)	(536)	(257)	(107)	

※1 2012年10月に受付開始した包括請求方式について合意済みの方を集計。

借地権の合意額は含まない。

※2 世帯構成は包括請求時のもの。

※3 避難指示解除見込時期が未決定の区域を含む。

※4 合計は、各項目の平均合意額を合算したもの。

② 「3つの誓い」に基づく今後の取り組み

＜略＞

i) 最後の一人まで賠償貫徹

＜略＞

- ・さらに、自治体のご協力を得て特定できた仮払補償金・本賠償とともに未請求の個人の方に対しても、ダイレクトメールのご送付や、電話連絡、戸別訪問によるご請求の呼びかけなどを実施し、賠償の貫徹に努めていく。

ii) 迅速かつきめ細やかな賠償の徹底

- ・被害者の方々の生活再建を早期にはかるため、中間指針第四次追補関連賠償（移住を余儀なくされたことによる精神的損害、住居確保損害等）を着実に実施するほか、避難指示の解除後早期に帰還される方に対する生活上のご不便さに伴う追加賠償（2014年4月、10月にそれぞれ避難指示を解除した田村市、川内村は受付開始済）、国と一体になって取り組む飲料水の安全確保に関する賠償を実施する。

<略>

- ・賠償のお支払い手続きにおいては、個別の事情をこれまで以上に丁寧に伺うため、経験豊富なベテラン管理職を福島へ専任配置するとともに、福島県内の自治体ごとに責任担当者を割り当てる等、現地の対応力を強化した。また、被害者の方々や各自治体等に対し、賠償の進捗状況や今後の見通しについて機構とも連携し積極的に情報をお知らせすることにより、生活再建や事業再開を検討する上での参考にしていただく。

<略>

iii) 和解仲介案の尊重

<略>

【ADRの対応状況（2015年2月末現在）】

申立件数（東電送達件数）	15,118件
解決件数	12,370件
全部和解件数	10,259件
取下げ件数 等	2,111件
継続件数	2,748件
うち、一部和解件数	213件
うち、仮払和解件数	7件

※和解金額は約1,753億円。

③ 除染等費用の支払いの円滑化

現時点での環境省の試算等によれば、除染費用は約2.5兆円程度、中間貯

蔵施設の費用は約 1.1 兆円程度と見込まれているが、これらは交付国債発行限度額の算定のためのものであり、計数の精査、事業進捗等に応じて随時見直しが行われることとされている。

除染費用のうち、これまでの応諾実績等から具体的な費用の見通しが可能となった部分に関して、今回資金援助申請を実施した。閣議決定及び放射性物質汚染対処特措法に基づき、環境省等からの求償に一層真摯に対応するとともに、除染作業の迅速かつ確実な実施を確保していく。

(4) 福島復興に向けた取り組みの深化

<略>

福島復興本社に配属された社員一人ひとりが、被災現場や避難場所に足を運び、福島復興のために何をしなければならないのか、何ができるのかを常に自身に問いかけながら、被災された方々や、地元自治体のご意見・ご要望を地道に承り、除染や復興の推進活動に全力を注いできた。また、福島復興本社以外の社員も、「10 万人派遣プロジェクト」への参加により、被災された方々に直接接し、福島の現状を知ること、復興への想いを強くしている。2015 年 2 月時点で、福島復興本社の設立以降の派遣人数は、累計 14 万 400 人となっている。

<略>

さらに、2014 年 6 月に「福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会」（座長：赤羽一嘉 原子力災害現地対策本部長（当時））が公表した報告書においては、新たな産業基盤の構築や地域再生等に関する様々な施策が提言され、同年 11 月には、主要プロジェクトに関する個別検討会が設置された。東電も、上記研究会等において廃炉作業を着実に進めるための施策や、地域の復興・再生に向けた取り組み等を提案している。

<略>

① 早期帰還に向けた生活環境の整備

<略>

i) 早期帰還に向けた人的・技術的資源の集中投入

<略>

さらに、帰還予定の方々には高齢者も多く含まれることから、住民及び

生活支援相談員等を対象とした介護技術・知識を習得するための講習会等の開催を継続する。

ii) 農業、漁業、商工業再開に向けたご協力

ア) 早期帰還後の速やかな営農再開に向けたご協力

<略>

イ) 漁業の本格再開に向けたご協力

汚染水問題等により風評被害が継続している漁業の再開は、復興の本格化を示す大きな要素である。東電は、引き続き、海水モニタリングや魚介類のサンプリング調査により、発電所周辺への影響を定期的に評価・公表する。

また、本格再開の加速化、風評被害の払拭に資するため、迅速な魚介類検査を可能とする機器の開発等に引き続き取り組んでいく。

ウ) 早期帰還に必要な商工業再開に向けたご協力

<略>

また、福島復興本社における福島県内の事業者からの資材調達については、これまでに約 1,058 億円の実績（2011 年 4 月～2014 年 12 月）となっているが、今後も引き続き積極的に推進する。

なお、東電は、廃炉作業等に携わる企業 10 社とともに、「ふくしま応援企業ネットワーク」を 2014 年 11 月に立ち上げ、福島県産品や観光の風評被害払拭に向けた活動も開始している。

② 産業基盤や雇用機会の創出

<略>

i) 「先端廃炉技術グローバル拠点構想」の推進（国の復興策（イノベーション・コースト構想）の実現への貢献）

<略>

そのため、東電は、廃炉や放射性廃棄物処理に資する複数の研究開発拠点や、新産業拠点の整備に係る「先端廃炉技術グローバル拠点構想」について、国の復興策における拠点整備等との整合をとりながら、「廃炉に向けた課題解決」と「原子力に代わる新たな雇用機会創出」を同時に実現し

ていく。具体的な研究開発拠点、新産業拠点としては、以下のようなものが考えられる。

ア) ロボット開発用モックアップセンター

<略>

イ) 燃料デブリ等高放射性物質分析のための分析センター

<略>

ウ) リサイクルセンター

<略>

エ) 周辺施設のバックオフィスや国際会議場等のサテライトセンター

<略>

オ) 福島廃炉技術開発センター（仮称）

復興に向けて国内外の英知を集めた技術を迅速、確実に実践に移していくため、浜通り地域に東電の組織として「福島廃炉技術開発センター（仮称）」を設置することを検討・実施する。本センターにおいては、東電の技術開発センターのうち、廃炉等の現場第一線の取り組みを技術面からサポートしている機能の強化を目指し、試験・研究施設を新たに設置することや、国等が整備を進める廃炉研究拠点との連携、協力に努めるなど、一層の機能充実を図る。

<略>

ii) 世界最新鋭高効率石炭火力の建設による産業・雇用創出

<略>

現在、両地点において、環境影響評価手続きが順調に進められているほか、プラントの詳細設計を開始している。

iii) 再エネ事業への貢献及び中小経年水力発電所の継続的設備改修による雇用創出等

東電は、自社設備の改修工事等の対応を進めることにより、太陽光等の再生可能エネルギー発電事業に係る接続の拡大による福島復興に貢献する。

また、福島県の猪苗代水系にある中小水力発電所を、今後の10年間で順次設備改修することにより雇用を創出する。工事資機材も、福島県内の事業者からの調達を最大限に推進する。

<略>

iv) 東電の一部業務の移転等、浜通り地域における雇用創出

東電の給与計算等の労務人事関連業務の一部を2014年8月に浜通り地域へ移転した。なお、お客さまへの資料郵送業務等、営業関連業務の一部については、既に2014年1月に浜通り地域へ業務移転している。

また、廃炉作業の環境改善の一環として整備する給食センターの運用にあたっては、地元からの雇用・食材調達に努めるなど、復興の促進にもつなげていく。

③ 福島復興本社の機能強化

<略>

i) 福島復興本社の避難指示区域への移転

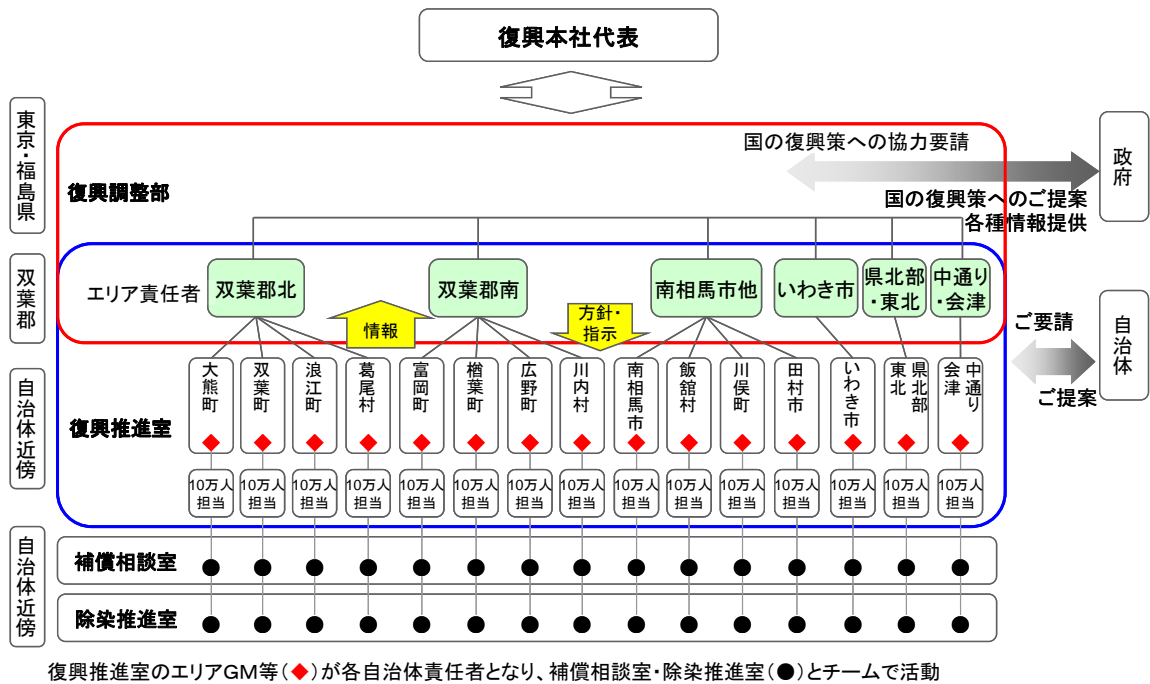
<略>

なお、2014年5月に福島県が発足させた「Jヴィレッジ復興プロジェクト委員会」に参加し、日本サッカー協会や地元自治体と協力して、Jヴィレッジを、本年1月に取りまとめられた復興・整備計画に基づき、本来の利用目的であるナショナルトレーニングセンターに再生し返還する。

ii) 福島復興本社の組織見直し・人員増強

<略>

これらの組織には、ベテラン管理職も専任配置し、これまで以上にきめ細やかな対応をはかっていく（福島復興本社全体で225人の専任管理職を配置。2015年度以降も継続し、合計で500人規模の配置を進める）。さらに、「10万人派遣プロジェクト」に基づく福島県各地への社員派遣を継続し、帰還者のご自宅の清掃・除草・線量測定など様々な分野での協力に今後とも取り組む。



iii) 「福島原子力事故・廃炉資料館（仮称）」の設立

<略>

4. 事故炉の安定収束・廃炉と原子力安全

東電は、福島第一原子力発電所の事故を起こした当事者として、その責任を深く自覚し、福島復興の加速を最優先に、賠償・廃炉・除染に全力を挙げて取り組む。一連の汚染水・タンク問題については、これまでの問題点を真摯に反省し、国と一体となって解決していくことが重要であり、汚染源を「取り除く」、汚染源に水を「近づけない」、汚染水を「漏らさない」という3原則のもと、予防的かつ重層的に対策を進めていく。

また、東電は、国のガバナンスの下で廃炉・汚染水対策を国家的プロジェクトとして完遂できるよう、2014年4月に廃炉・汚染水に係る組織を「福島第一廃炉推進カンパニー」として社内分社化し、責任体制を明確化するとともに、課題ごとにプロジェクトを発足し、集中して取り組みを進めている。東電は、廃炉・汚染水対策について事故後の緊急的な対応を改め、国とともに30～40年にわたる長期的な廃炉作業を、緊張感を持って着実に進めていく。

<略>

(1) 福島第一原子力発電所の廃炉等の実施の状況等

① 汚染水・タンク問題のこれまでの経緯と進展及び今後の取り組み

<略>

さらに一層の対策強化を図るため、政府は、同年9月には、国が前面に出て、予防的かつ重層的に抜本的な対策を講じることを旨とした基本方針を原子力災害対策本部（以下、「原災本部」という。）において決定するとともに、同本部に官房長官を議長とする「廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議」（以下、「関係閣僚等会議」という。）や経済産業大臣をチーム長とする「廃炉・汚染水対策チーム」、現地には、「廃炉・汚染水対策現地事務所」「汚染水対策現地調整会議」（現在は「廃炉・汚染水対策現地調整会議」）を設置し、政府が総力を挙げて対策を推進する体制を整備した。

また、基本方針では、対策に当たり、技術的難易度が高く、国が前面に立って取り組む必要があるものについては、財政措置を進めていくこととし、凍土方式の陸側遮水壁の構築及びより高性能な多核種除去設備の整備実証等について、国が費用を措置することとなった。東電は、国から補助を受けてこの事業を遂行する事業者として、着実にこれらの整備実証を進めている。

東電は、事故以降厳しい作業環境と限られた時間制約の中で、応急的な設

備形成や運営から抜け出すことができず、品質管理面の弱さ、必要なマネジメントやコミュニケーションの不足等により、反省すべき結果となってしまったことを深刻に受け止め、これらを抜本的に改めることとした。

東電は、福島第一原子力発電所の廃炉や汚染水・タンク問題対策の加速化・信頼性向上のため、2013年11月に発表した緊急安全対策に基づき、社内の全てのリソースを挙げて、以下に示すハード面・ソフト面の対策及び現場のモチベーション向上策など総合的な対策に取り組んでいる。また、2013年12月には、「東京電力（株）福島第一原子力発電所における廃炉・汚染水問題に対する追加対策」（2013年12月20日、原災本部決定）において、汚染水問題に対する予防的・重層的な追加対策の実施が求められることになった。東電は、これらの追加的対策についても着実に取り組んでおり、その状況は監査委員会監査などで監視している。併せて、汚染水・タンク対策本部の活動によりタンクの監視強化等を行うとともに、品質管理強化・トラブル対応強化・設備高信頼化に対する改善を行っている。

i) 労働環境を抜本的に改善し、現場作業の加速化と信頼性を向上

<略>

ii) マネジメントの改善と体制の強化による安全と品質の確保

<略>

iii) 設備の恒久化対策による設備信頼性の向上

<略>

iv) 汚染水の適切な管理

・汚染水・タンク問題については、2013年9月に原災本部にて決定された3つの基本方針、汚染源を「取り除く」、汚染源に水を「近づけない」、汚染水を「漏らさない」に基づき対策を実施してきており、2013年12月の汚染水処理対策委員会の議論を経て原災本部にて決定された予防的・重層的な汚染水処理の追加対策を含め、下記の通り取り組んできている。

(a) 多核種除去設備等による汚染水の浄化、海水配管トレンチ内の高濃度汚染水の除去等の汚染源を「取り除く」対策

(b) 地下水バイパス、サブドレン、陸側遮水壁、広域的な舗装等の汚染源に水を「近づけない」対策

(c)地盤改良、海側遮水壁、タンクの増設・リプレイス、タンク堰のかき上げ・二重化等の汚染水を「漏らさない」対策

② 安全・品質向上への取り組み

福島第一原子力発電所の廃炉を着実に実施するためには、作業者の安全・品質向上が重要である。福島第一原子力発電所では、死亡災害などの重篤な災害が頻発している²ことから、これらを深刻に受け止め、死亡災害の発生を受け全面的に作業を中断し、協力企業とともに安全点検等を実施した。

これまでの重大災害の要因などを改めて整理した結果、人身災害の撲滅に対する取り組みの不足、過去のトラブルや災害の教訓の活用・水平展開の弱さ、災害防止に関する力量不足といった問題点が浮き彫りとなったことから、今後、原子力・立地本部長を責任者として、さらに根本的な原因分析を行った上で、総括的な対策を実施し、高いレベルでの安全・品質向上に向けて不断の取り組みを進めていく。

③ 国からの要請への対応

2013年9月、福島第一原子力発電所を視察した内閣総理大臣から、東電に対し、次の3点の要請がなされた。

i) <略>

ii) <略>

iii) <略>

東電は、この要請を重く受け止め、汚染水対策に最優先で取り組むべく、以下の通り対応している。

i) <略>

ii) 汚染水の浄化については、現在の見通しとして、事故後早い段階で発生した海水成分の多い汚染水を除き、5月末までに完了する予定としている。³なお、タンクに起因する敷地境界実効線量(評価値)は、今年度末に「1mSv/年未満」を達成する見通しである。さらに、東電の原子力改革監視委員会

² 福島第一原子力発電所における平成27年1月時点の災害度数率は0.95であり、平成25年度の災害度数率0.60と比べて増加している。なお、厚生労働省の統計調査では平成25年度の総合工事業(工事現場)における災害度数率は1.25であり、同程度の水準である。

³ 処理水の内訳の見通し(5月末時点)…多核種除去設備による処理水:66%、ストロンチウム処理水:31%、海水成分の多い汚染水:3%

や社外専門家のアドバイスを踏まえ、抜本的な解決につながる包括的かつ統合的な水管理計画を国や立地地域等と連携しつつ策定していく。

iii) <略>

④ リスクの総点検と新たな情報公開の仕組みの導入

- ・ 2015年2月に発生した一般排水路（K排水路）に関する情報公開の問題では、2014年1月、2月に採取したデータについては原子力規制庁の特定原子力施設監視・評価検討会や廃炉・汚染水対策現地調整会議等へ報告・公表していたものの、2014年4月以降の対策期間中に採取したデータを公表していなかったことから、「情報公開に関する組織の判断力」に対して内外から大きな不信を招くこととなった。東電は、真摯に反省し、内部リソースを組み替えるだけの再発防止策に留まらず、社外からの監視・評価を受けながら、情報公開の姿勢そのものを転換する必要があるとの考えに至った。
- ・ 東電は、2015年2月に出された経済産業副大臣の指示も踏まえ、広く網羅的にリスクの総点検を行うとともに、具体的には、以下の新方針のもと、新たな情報公開の仕組みを導入することとする。
 - i) 周辺環境に直接影響を及ぼす水やダストに関するすべての放射線データを公開することを原則とする。
 - ii) 新たな情報公開の仕組みを第三者としてチェックするため、原子力改革監視委員会に「情報公開分科会」を設置する。
 - iii) 原子力改革監視委員会は、必要に応じて、3名程度の専門家からなる「評価チーム」を指名し、上記の新方針の下に公開されるデータに関する所見を定期的に発表する。

⑤ 国内外の叡智を結集した廃炉推進体制の構築

i) 廃炉推進体制の整備

福島復興の大前提である福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水問題は東電のみでなくオールジャパン体制で乗り切ることが重要である。国は、閣議決定において、国が前面に立って果たすべき役割を明らかにするとともに、国、東電、その他の国内外の関係者の力を結集し、福島第一原子力発電所の安定を実現していくための方針を明らかにした。

国の決定を受け、東電は、長期にわたる廃炉・汚染水対策を、国とともに

内外の関係者の能力や資源（資金、人材、技術等）を結集した「総力戦」で国家的プロジェクトとして完遂していくため、廃炉・汚染水対策に係る組織を「福島第一廃炉推進カンパニー」として、2014年4月に原子力部門から独立した社内カンパニーとして分社化し、事故対処に集中できる体制を整備した。

同カンパニーは、廃炉・汚染水対策の実施責任箇所として、現場で発生する様々な課題に柔軟かつ迅速に対応できるよう、同カンパニーのトップとして対策実施に関する意思決定を行う廃炉・汚染水対策最高責任者（CDO⁴）の設置や、必要な人的・資金的リソースの投入や、現場における重要課題への対応方針を迅速に決定する会議体の設置等、必要な体制を整えている。併せて、プロジェクトマネジメント体制の強化として、2014年4月より課題ごとにプロジェクトを発足させ、原子力プラントメーカーから招聘した経験豊富な3名のバイスプレジデントによる指導も受けつつ、これまでのプロジェクトマネジメント導入の効果・影響について評価を行いながら活動を進めている。

さらに、同カンパニー以外の東電の原子力部門、コーポレート、各カンパニーも、必要なリソースの投入を適切に行う等、資金、人材、技術面で密接に連携し、引き続き東電グループ全体として責任を果たしていく。

ii) 国内外の叡智の結集

福島第一廃炉推進カンパニーは、2014年8月に廃炉等支援部門が新設された原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下、「機構」という。）の助言・指導・勧告の下、着実な廃炉を実施していく。実施にあたっては、国際廃炉研究開発機構（IRID）との有機的な連携やメーカー等専門的知見を有する内外の人材の積極的な活用、「廃炉国際共同研究センター」をはじめ、廃炉等に係る基盤的な研究開発の取り組みとの連携、協力により、東電のみでは限界のある技術的に困難な課題を克服できるよう、オールジャパンの体制での取り組みを一層強化していく。これまでに、他電力等から人的支援を頂いているほか、現在、原子力プラントメーカーから招聘したバイスプレジデントが、原子力に関する豊かな経験や高度な技術及び国際的な知見を活用して、現場をリードしている。今後も、国や機構、メーカー、他電力、研究機関や大学等と一層の連携を図りながら廃炉作業に取り組んでいく。

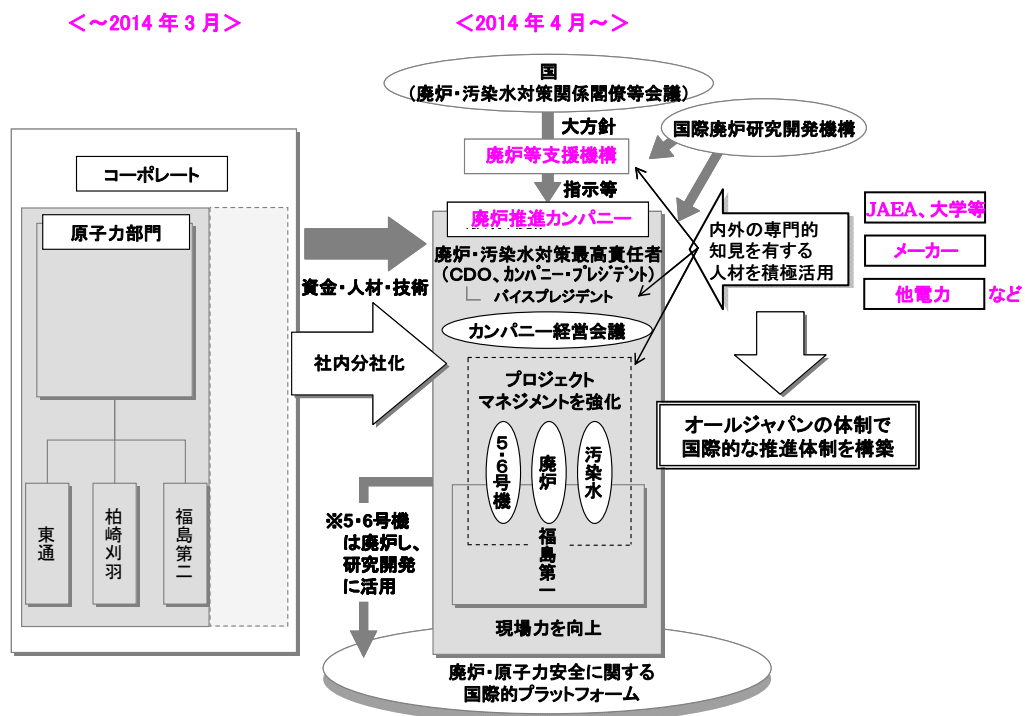
⁴ Chief Decommissioning Officer（廃炉・汚染水対策最高責任者）の略。「廃炉推進カンパニー」のプレジデント（社長）として廃炉・汚染水対策の実施に関する責任を負う。

特に、原子力発電所の廃炉の経験やノウハウを有する日本原子力発電株式会社（以下、「原電」という。）との間で、「福島第一原子力発電所廃炉事業の協力に関する基本協定」を締結し、廃炉作業を積極的に担う主体としての貢献を求め、東電の廃炉体制を抜本的に強化することとした。今後、原電による廃炉作業に必要な人材の確保及び責任を持った形での参画が可能となるよう、原電において組織改革が進められることが不可欠である。

iii) 中長期ロードマップの実現に向けた取り組み

東電は、こうした体制の下、中長期ロードマップを実現していくための具体的な計画案を策定する。その内容については、関係閣僚等会議の下の廃炉・汚染水対策チームおよび機構の指導・確認を受けるとともに、これらの組織によるチェックの下、東電としてその指摘内容に従い、中長期ロードマップの実現を確実なものとする。

さらに、東電は、事故炉の廃炉対策などの技術開発や人材育成を通じて広く世界に貢献するため、国、機構とともに廃炉や原子力安全に関する研究開発のための国際的プラットフォームの整備を進める。



⑥ 中長期にわたる廃炉の着実な実施

<略>

(2) 原子力安全の確保

① 事故調査委員会報告書からの教訓

<略>

② 東電による原子力安全改革

<略>

③ 新規制基準の適合に向けた取り組み

2013年7月8日に新規制基準が制定され、東電は、2013年9月27日に柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の新規制基準適合に係る設置変更許可申請書、工事計画認可申請書、保安規定認可申請書を原子力規制委員会に提出した。

新規制基準適合性に係る審査では、東電の実施してきた安全性向上対策に対して、原子力規制委員会の厳格な審査が行われ、審査会合を実施すると共に、2014年2月、10月及び12月には、原子力規制委員会による柏崎刈羽原子力発電所での現地調査が行われた。

また、新潟県知事からの要請を受けて新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会（新潟県技術委員会）において、福島第一原子力発電所の事故の検証が進められている。東電は、新潟県技術委員会の検証において今後も丁寧にご説明をしていくとともに、柏崎刈羽原子力発電所への安全対策に反映すべき事項についてのご指摘には真摯に対応していくなど、新規制基準の要求のみならず、更なる安全性向上を目指し、取り組みを進めていく。

5. 東電の事業運営に関する計画

(1) 事業運営の基本方針

<略>

(2) 経営の合理化のための方策

<略>

(3) 持続的な再生に向けた収益基盤作り

① HDカンパニー制の導入（発送電分離の先行実施）

<略>

② 戦略投資の実施と競争的な事業展開

<略>

③ フュエル&パワー・カンパニー（燃料・火力）の成長戦略

i) 基本的な考え方

<略>

フュエル&パワー・カンパニーは、中部電力株式会社と燃料上流・調達から発電までサプライチェーン全体に係る資本的提携交渉を進め、2015年2月9日に合弁契約を締結した。この合意に基づく下記のような取り組みを通じ、戦略的に燃料費削減を実行する。

ア) <略>

イ) <略>

ウ) <略>

ii) 燃料単価の戦略的低減（軽質ガス大量導入とさらなる上流事業参画）

<略>

iii) 燃料の消費数量削減（設備・運用面の高効率化、石炭火力の増強）

<略>

iv) 電力価格の安定化（サプライチェーン最適化とトレーディング事業強化）

<略>

v) 海外事業等の推進

<略>

vi) 包括的アライアンス

燃料費の抜本的な削減により、福島復興の推進や国民生活の充実、産業競争力の強化などに最大限貢献するため、東電は、中部電力株式会社と2015年2月9日に合弁契約を締結した。本合意では2015年4月中に、対等・互譲の精神にのっとり出資比率50:50とする合弁会社を設立することとしている。

合弁契約では、迅速かつ効果的に合弁事業を進めていくため、ロードマップに沿って、合弁会社へ段階的に資産移管等を進めていくこととしている。更に、広範かつ効果的なものへと発展させていくよう、既存火力発電事業・関連事業の合弁会社への統合について、検討を継続することとし、新・総特で想定した包括的アライアンスの効果が最大限確保されることを目指すこととしている。

合弁会社が市場から信任される健全な財務基盤を確立するためには、フュエル&パワー・カンパニー（燃料・火力発電事業会社）及び合弁会社の信用力が、HD及び他の事業子会社から不合理な影響を受けないよう、これを確保する仕組みの確立に向け、関係機関と協議する。また、両社の既存火力発電事業の統合に際しては、合弁会社が火力発電のリプレース・新設や上流投資を迅速かつ着実に実施し、企業価値の向上に資する事業活動が阻害されないよう、機構・東電間で締結している株式引受契約について、内容の変更等の必要な措置を講じることとする。

これらの取り組みを通じて、フュエル&パワー・カンパニーは、将来的に2013年度と比較して毎年約6,500億円超の原価低減効果の創出を実現する。

④ パワーグリッド・カンパニー（送配電）の中立化・投資戦略

<略>

⑤ カスタマーサービス・カンパニー（小売）の成長戦略

<略>

(4) 経営責任の明確化のための方策

<略>

(5) 金融機関及び株主への協力要請

① 自由化後の資金調達を見据えた金融機関への協力要請

i) これまで、旧総特における協力要請⁵を踏まえ、<略>

- ・旧総特での協力要請の記載の通り⁶、全ての取引金融機関が、引き続き借換え等により与信を維持すること。

<略>

- ・全ての取引金融機関は、新・総特の着実な履行等を踏まえ、債務の履行に特段の支障がないことを前提に、今後新規に契約される融資について、出来るだけ早期に私募債形式（東電が発行する私募債を担保とした与信形式をいう。）によらないこととするよう、機構及び東電との間で真摯に協議すること。特に、主要取引金融機関においては、この目的の達成のため特段の配慮をすること。

ii) 上記に加え、全ての取引金融機関に対して、以下の事項について、「新・総合特別事業計画（改訂版）骨子」（2015年2月9日公表）の『金融機関への協力要請』を踏まえ、機構及び東電と引き続き真摯に協議を進めることを要請する。

<略>

② 株主への協力要請

<略>

(6) 特別事業計画の確実な履行の確保

<略>

⁵ 旧総特（2012年4月策定）P.88 参照。

⁶ 対象期間は2016年3月末日まで

6. 資産及び収支の状況に係る評価に関する事項

(1) 需給と収支の見通し

①需給の見通し

<略>

②収支の見通し⁷

<略>

(2) 資産と収支の状況に係る評価

<略>

⁷ 2014年3月期単独決算の実績は以下の通り。なお、東京電力は、2014年12月17日に2015年3月期の単独業績見通しを公表したが、実際の業績は異なるものとなる可能性がある。

【2014年3月期】(実績)

経常収益は2012年に実施した料金改定や燃料費調整制度の影響により電気料収入が増加したことなどから、対前期比6,715億円の増収となる6兆4,900億円となった。一方、経常費用は原子力発電が全機停止するなか、為替レート的大幅な円安化の影響などにより燃料費が過去最高水準となったものの、全社を挙げて徹底的なコスト削減に努めたことなどから、対前期比2,506億円増の6兆4,468億円となった。その結果、経常利益は432億円となった。

また、当期純利益は、原子力損害賠償に係る特別利益及び特別損失の影響などから、3,989億円となった。

その結果、2014年3月期の純資産は、対前期末比3,982億円増の1兆2,300億円となった。

7. 資金援助の内容

(1) 東電に対する資金援助の内容及び額

機構は、東電による賠償金の速やかな支払いを確保するため、2014年8月に認定された新・総特において要賠償額の見通し5兆4,214億3,900万円から、原子力損害の賠償に関する法律第7条第1項に規定する賠償措置額として既に東電が受領している1,200億円を控除した金額5兆3,014億3,900万円を、損害賠償の履行に充てるための資金として2015年度までに交付することとしていた。しかしながら、要賠償額の見通しが6兆1,252億1,400万円となったため、機構は東電に対し、当該要賠償額から1,889億2,666万円⁸を控除した5兆9,362億8,733万円⁹を損害賠償の履行に充てるための資金として交付する。なお、交付の時期については、既に機構が交付した4兆7,313億円を控除した金額を、2016年度までに交付することとする。

(2) 交付を希望する国債の額その他資金援助に要する費用の財源に関する事項

<略>

⁸ 原子力損害賠償補償契約に関する法律第2条に定める原子力損害賠償補償契約に基づき、2015年3月4日に受領した福島第二原子力発電所事故に対する賠償に係る補償金68,926,669,425円を含む。

⁹ 万円未満の端数は切り捨てている。

8. 機構の財務状況

機構が平成27年度に収納することとなる平成26年度の一般負担金及び特別負担金については、被害者の方々を対象とする相談業務の実施や東電に対するモニタリングの実施等に充当し、残余が生じた場合は国庫に納付することとなる。